

佐賀県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十二月二十五日から平成二十五年一月二十四日まで佐賀県交通政策部道路課及び武雄土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十二月二十五日

佐賀県知事 古川 康

| 道路の種類 及び路線名 | 区 間 | | の 区 域 | | |
|--|---|---|-------------------|--------------------|--------------------|
| | 前 | 後 | 変更前 の別 | 幅員 メートル | 延長 メートル |
| 武雄福富線 杵島郡白石町大字福吉字一本 黒木二一三番一地先から 杵島郡白石町大字福吉字一本 黒木二一五〇番二地先まで | 杵島郡白石町大字福吉字一本 黒木二一三番一地先から 杵島郡白石町大字福吉字一本 黒木二一五〇番二地先まで | 杵島郡白石町大字福吉字一本 黒木二一三番一地先から 杵島郡白石町大字福吉字一本 黒木二一五〇番二地先まで | 後 一八・六 一七・二 | 幅員 三四・八 一七・二 | 延長 八八・〇 八八・〇 |